

議案第 10 号

君津市重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

君津市重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 27 年 2 月 23 日提出

君津市長 鈴木 洋 邦

提案理由

千葉県が実施する重度心身障害者に係る医療給付制度の改正に伴い、医療費の助成方法等を見直すとともに、条例の規定を整備するため、君津市重度心身障害者の医療費助成に関する条例（昭和 48 年君津市条例第 51 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

君津市重度心身障害者の医療費助成に関する条例（昭和48年君津市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 重度心身障害者 次に掲げる者をいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号。以下「省令」という。）別表第5号の1級又は2級の障害のあるもの

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所（ウにおいて「児童相談所」という。）又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所（ウにおいて「更生相談所」という。）が知能指数35以下と判定した者

ウ ア及びイに掲げるもののほか、身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、省令別表第5号の3級の障害のある者で、児童相談所又は更生相談所が知能指数50以下と判定したもの

(2) 医療保険各法 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、規則で定める社会保険各法及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）をいう。

(3) 保険医療機関 医療保険各法の規定により指定された病院、診療所、薬局等をいう。

(4) 指定保険医療機関 保険医療機関のうち、本市から重度心身障害者医療費助成事業の実施について委託を受けたものをいう。

第3条第1項中「該当する者」を「該当するもの」に改め、同項ただし書を削り、同項第1号中「規則で定める」を削り、「被扶養者である者」を「被扶養者であるもの」に改め、同項第2号中「（昭和33年法律第192号）」を削り、「なっている者」を「なっ

ているもの」に改め、同項第3号及び第4号中「記録されている者」を「記録されているもの」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、対象者としてしない。

- (1) 本市以外において重度心身障害者に係る医療費の助成を受けることができる者
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者
- (3) 子どもの医療費に係る本市の助成を受けることができる者
- (4) 65歳に達した日以後に重度心身障害者となった者
- (5) 重度心身障害者及びその者と生計を一にする者として規則で定めるものについての所得割（規則で定めるところにより算定した当該重度心身障害者に係る医療費の生じた月の属する年度（医療費の生じた月が4月から7月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税の所得割（同法第328条の規定による所得割を除く。）をいう。第5条第2項第1号において同じ。）の額の合計額が235,000円以上であるもの（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第35条第1号に規定する高額治療継続者を除く。）

第5条を削る。

第4条第1項各号列記以外の部分中「又は」を削り、「除く。」の次に「次項及び第6条第2項において「自己負担額」という。」を加え、同項ただし書を削り、同項第2号中「掲げるもののほか」の次に「、規則で定める」を加え、同条第2項中「対象者がその資格を得るに至った」を「前条第1項の規定による申請があった」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、対象者が本市の区域外から本市に転入した場合であって、転入日の属する月に同項の規定による申請があった場合は、当該転入日からとする。

第4条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 次の各号に掲げる場合においては、当該各号に掲げる額を自己負担額から控除する。

- (1) 対象者又は当該対象者と生計を一にする者として規則で定めるものについて、所得割が課税されている場合 当該医療費（調剤に係る費用を除く。）に係る医療の入院1日又は通院1回につき300円（自己負担額が300円未満の場合は、当該自己負担額）

(2) 医療費に対する附加給付等の支給があった場合 当該支給された額

3 第1項の場合において、保険医療機関で診療報酬明細書又は調剤報酬明細書に係る証明手数料を支払ったときは、当該明細書それぞれ1件につき100円を限度として助成を行うものとする。

第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(助成の申請等)

第4条 医療費の助成を受けようとする対象者又はその保護者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請に基づき、助成の決定をしたときは、受給券を交付するものとする。

第10条を第12条とする。

第9条中「医療機関等」を「保険医療機関」に改め、同条を第11条とし、第8条を第10条とし、第7条を第9条とする。

第6条中「対象者」を「受給者」に改め、同条を第8条とし、同条の前に次の2条を加える。

(助成の方法)

第6条 第4条第2項の規定により受給券の交付を受けた者（以下「受給者」という。）が指定保険医療機関において受給券を提示して医療等を受けた場合は、当該指定保険医療機関からの請求により、市長が前条第1項及び第2項の規定により算定された額（次項において「助成金」という。）を当該指定保険医療機関に支払うものとする。

2 受給者が指定保険医療機関以外の保険医療機関で医療等を受けた場合又は指定保険医療機関において受給券を提示しないで自己負担額を支払った場合は、当該受給者又はその保護者からの申請により、市長が助成金に前条第3項の規定により算定された額を加えた額を当該申請者に支払うものとする。

(届出等の義務)

第7条 受給者は、第4条第1項の規定により申請した事項に変更が生じたときは、速やかに規則で定めるところにより届け出なければならない。

2 受給者は、転出等の理由により受給資格を喪失したときは、速やかに受給券を市長に返還しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年8月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に受けた医療等に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に65歳に達している者で、この条例による改正前の君津市重度心身障害者の医療費助成に関する条例による医療費の助成を受けているものは、この条例による改正後の君津市重度心身障害者の医療費助成に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第3条第2項第4号の規定にかかわらず、同条第1項に規定する対象者とみなす。

(施行前の準備)

- 4 改正後の条例の規定による受給券の交付その他改正後の条例の施行のために必要な準備行為は、施行の日前においても行うことができる。